

ワークショップ・レクチャー参加チケット及び

パフォーマンスチケット販売規定

第1条（購入契約の成立）

1. 『CID ユネスコワールドダンスコンGRESS 2014』にて、ワークショップ・レクチャー参加チケット及びパフォーマンスチケット（以下、『チケット』という）の購入を希望する方は、所定の申込手続きを行い、チケット代を入金後、当会からの手続完了連絡を受領した時点で購入契約の成立とします。
2. 購入申込手続きに完了の告知は、メールまたは書面によるものとします。購入者は当会からのメールまたは書面を遅延なく確認する義務を負うものとし、確認遅延または確認不能等により会員または第三者に生じた損害に対し、当会は一切の責任を負いません。

第2条（料金の支払い）

1. チケットを購入した場合には、チケット代金の他、配送やチケット引き渡しに関わる利用料等、利用するサービスの必要料金を購入時に支払うものとします。
2. 購入者は支払方法について、当会が購入申込時に指定する振込先に当会の定める期日までに当該料金をお支払いいただくものとします。
3. 当会は支払方法について必要に応じ制限を設けることがあります。また、購入者の事情による支払方法の変更は一切できません。
4. 当会は、当会が適当と判断する方法にて事前に通知することにより、各種利用料金の追加・変更及び支払方法を変更できるものとします。
5. 一度納入された参加費はいかなる理由であっても返金には応じかねます。（天災地変含む）

第3条：（チケットの引き渡し）

1. チケット購入成立後の購入者へのチケットの引き渡しは、原則、購入の際に登録いただいた住所への配送するものとします。
2. 配送での引き取りについて、チケットが郵便局での保管期間を過ぎたり、または住所、氏名等のご登録内容に不備があり当会へ戻ってきた場合、当会は原則として再配送を行い、その場合は購入者から別途再配送の料金を申し受けます。
3. 購入者の事情によりチケットをお受け取りになられない場合でも、当会はチケット代金、当会の定める支払に関する手数料、及び引き渡しに関する利用料等の返金は一切行いません。（天災地変含む）

第4条：（販売・引き渡しの拒否）

1. 当会は、購入者が以下の事項に該当する場合、チケットの販売、またはチケットの引き渡しをお断りする場合がございます。
 - (1) 当会の定める事項について虚偽の申告をした場合、または必要な申告をしなかった場合
 - (2) 他の購入者または第三者の迷惑になるような行為、または当会の円滑な販売を妨げるような行為をした場合
 - (3) 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。

(4) 本規約、その他当会の定めた規定事項に反する行為があった場合。

第5条：(チケットの取替・変更・クーリングオフ)

チケット購入契約が成立したチケットは、理由の如何を問わず、取替、変更、キャンセルはお受けできません。なお、販売したチケットには、クーリングオフは適用されません。

第6条：(紛失・盗難)

当会はチケットをいかなる場合(紛失・盗難・破損等)でも再発行いたしません。

第7条：(販売の終了・再開)

チケット販売期間中であっても当会での販売予定枚数に達した時点で販売を終了いたします。ただし、販売を再開することもあります。

第8条：(チケットについての免責)

当会から直接購入された以外のチケットについては、当会はその販売責任を負いません。

第9条(購入契約成立後の変更)

購入契約成立後、当会へ届け出た内容に変更が生じた場合は、遅延なくその旨を書面にて届け出てください。

第10条(規約等の遵守の義務)

購入者は、本規約及びその他当会が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第11条(改定等)

当会は、規定等の変更を必要とする場合は、随時改定できるものとし、その効力は全てに及ぶものとし、この場合、購入者は、改定に対し異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第12条(施行)

2013年11月25日より施行いたします。